

第6回公開シンポジウム

「これでわかった!?! 官民境界4」

私たちが目指すのは官公署の登記などをお手伝いすることを通じ「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることでもあります。言い換えれば、皆様の生命に次ぐ大事な財産である土地の境界線を確定させ安心して次世代に引き継いで頂くことを願うものでもあります。お隣同士の境界線はもちろんです。ほとんどの土地は道路・水路などに接続しているため第三の地主である国・県・市町村などの境界線「官民界」の確認が必要となります。今までそれぞれの立場から貴重なご意見ご提言を頂きました「これでわかった!?! 官民境界」シリーズも4回目を数え、起承転結の結びとして一区切りをつけようと思います。今回は、基調講演に個人・法人や官公署の代理人となれる弁護士から見た官民境界線に対するご意見や疑問点についてお話を頂き、境界線については専門家ではない一般の方も交えて、どのようにしたらみんなが幸せになれるのかを考えるパネルディスカッションを開催し、より良い提言をしたいと思ひます

日時

令和2年1月31日(金) 13:00 (受付12:00)

会場

塩尻市文化会館レザンホール 中ホール (参加無料・申し込み不要)

ご来場の皆様に「信濃の国の重心」ピンバッジをプレゼント!!

公共1級基準点「信濃の国の重心」測量成果品引渡式 13:10~13:50



高ボッチ高原に設置された公共1級基準点「信濃の国の重心」

第1部/基調講演 14:00~14:40

演題

弁護士からみた境界線

講師: 堀内 優香 (弁護士)

第2部: パネルディスカッション 14:50~16:20

- 【パネリスト】
- 塚原 正子 (信越放送ラジオパーソナリティー)
 - 中山 善公 (長野県建設部建設政策課 課長補佐兼用地係長)
 - 堀内 優香 (弁護士)
 - 田幸 良友 ((公社)長野県公共嘱託登記司法書士協会 理事長)
 - 中塚 憲 (長野県土地家屋調査士会 会長)
 - 塩川 豊 ((公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長)
 - 三原 雅 ((公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 副理事長)
- 【コーディネーター】



公共1級基準点「信濃の国の重心」

高ボッチ高原の「信濃の国の重心」決定は、平成12年国土院がまとめた技術資料を基に日本測地系から世界測地系・東日本大震災による地殻変動パラメーターによる変換を行って求めたものです。本来の重心位置は本点より北北東にありますが、自然保護の観点と皆様に親しみを持ってご来訪頂ける様にとの塩尻市のご厚意でこの地点に設置することになりました。この基準点は、県歌「信濃の国」制定50周年を記念して設置したものです。高ボッチ高原山頂の見晴らしの良い場所にあり、360°パノラマが望めるところです。



公共1級基準点「信濃の国の重心」の測量データ

北緯: 36°7'55".4117 東経: 138°2'25".2986
 楕円体高: 1707.4468m ジオイド高: 42.8575m
 平面直角座標系 第Ⅷ系 (世界測地系 測地成果2011)
 X=14749.655m Y=-41369.567m H=1664.589m

(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動を一部紹介します。



災害復興支援活動
建物滅失登記などを無償で実施

2011.3.12の長野県北部地震、2014.7.9の南木曾町豪雨災害、2014.11.22の神城断層地震に際し、復興支援の要請のあった自治体と協定を結び、地方税法381条7項に基づいて住民の要望に応じ倒壊した建物の滅失登記などの申請を200件あまり無償で実施し、関係者から感謝を頂くとともに長野県からも感謝状を頂いた。



ここ石プロジェクト

富山県の小学生が自由研究でまとめた「じめんのボタンをさがせ」の本を長野県内すべての公立小学校320校に贈呈した。続いて、学校教育支援のため測量技術を活用し徒競走用トラック、サッカーコート等の指標を延べ150校に設置した。

富山県の小学生が自由研究でまとめた「じめんのボタンをさがせ」の本を長野県内すべての公立小学校320校に贈呈した。続いて、学校教育支援のため測量技術を活用し徒競走用トラック、サッカーコート等の指標を延べ150校に設置した。



「Ⅷ系(はちけい)原点」

土地の測量時、日本を19地区に分け、8番目のエリア(新潟、長野、山梨、静岡4県)をⅧ系と呼びます。南佐久郡南牧村にある基準地点に公共1級基準点を設置した。
※写真は、2011年の京北地方太平洋沖地震により移動後の原点再設置時のもの。
※詳細は当協会のホームページ並びに、長野県土地家屋調査士会ホームページ <https://www.nagano-chosashi.org/genten/>参照。

